

第 25 回 福井県原子力安全専門委員会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日時：平成 17 年 12 月 19 日（月）15:00～17:45
2. 場所：福井県国際交流会館 3 階 特別会議室
3. 出席者
 - （ 委 員 ） 中川委員長、木村委員、柴田委員、山本(和)委員、飯井委員
 - （ 保 安 院 ） 前田 地域原子力安全統括管理官、結城 電力安全課火力班長
関 原子力発電検査課施設検査係長
 - （ 関 西 電 力 ） 岸田 地域共生本部長、森中 発電部長、
久郷 発電グループマネジャー、平野 機械技術グループマネジャー
 - （ 三 菱 重 工 業 ） 白坂 関西支社長、宮越 原子力品質・安全監査室長、
佃 高砂製作所長、唐戸 高砂製作所主幹技師
 - （ 県 ） 筑後 安全管理部長、森阪 原子力安全対策課長、
岩永 原子力安全対策課参事
4. 会議次第
 - 1) 美浜発電所 3 号機 配管取替等の技術基準適合確認について
 - 2) 美浜発電所 3 号機 配管取替え工事に係る不適切な取扱いについて
 - 3) 関西電力(株) トラブル対策の実施状況について
5. 配付資料
 - ・ 会議次第
 - ・ 資料No. 1-1 美浜発電所 3 号機主復水配管取替工事について（関西電力）
 - ・ 資料No. 1-2 関西電力株式会社美浜発電所 3 号機に対する立入調査の結果及び技術基準適合命令に基づく確認結果について（原子力安全・保安院）
 - ・ 資料No. 2-1 美浜発電所 3 号機主復水配管取替工事に係る不適切な取扱いについて
(関西電力)
 - ・ 資料No. 2-2 美浜発電所 3 号機主復水配管修繕工事に係る不適切な取り扱いについて
(三菱重工業株式会社)
 - ・ 資料 No. 2-3 関西電力株式会社美浜発電所における溶接安全管理審査の評定結果の通知について（原子力安全・保安院）
 - ・ 資料 No. 3 トラブル対策の検討状況について（関西電力）

6. 議事概要

1) 美浜発電所3号機 配管取替等の技術基準適合確認について

(関西電力 平野マネジャーから資料 No. 1-1 の内容について説明)
(原子力安全・保安院 前田管理官から資料 No. 1-2 の内容について説明)

<質疑応答>

(柴田委員)

- ・ 有意な差が生じたという話の中に探触子の大きさが違うという話が出てきていたが、確か JIS の規格では直径 10mm と指定されていたと思ったが、機械の種類によっては大きさが違うというようなことがあるのか。

(関西電力：平野マネジャー)

- ・ 今回有意な差が生じた主な原因は探触子の大きさが原因ではなく、マーキングの大きさであった。探触子の大きさは当社で使用しているのは直径 10mm と 7.3mm の 2 種類である。当社でも従来約 10mm という表現をしていたが、その程度の差 (10mm と 11mm と行った表現の差) はあるかと思う。

(柴田委員)

- ・ 探触子の面積は、使用する機器の種類によって変わりうる、キャリブレーション(校正)するからよいということか。

(関西電力：平野マネジャー)

- ・ 基本的にはそのとおりである。JIS に基づく測定であって、校正がしっかりしていれば問題がないと考える。

(柴田委員)

- ・ 探触子の面積も合っているものかと思ったが、違っているのは意外であった。
- ・ クロスチェックすることを考えると、基本的には同じ面積のものを使ったほうが良いのではないか。

(関西電力：平野マネジャー)

- ・ 11月10日、11日、原子力安全基盤機構 (JNES) にクロスチェックしていただいた際には、JNES が使用した探触子は直径 12mm で、関西電力の探触子が直径 11mm であった。

(中川委員長)

- ・探触子よりもマーキングが小さいところで主としてこういうことがおこったということか。

(関西電力：平野マネジャー)

- ・そういったケースもある。逆に探触子よりもマーキングが少し大きいところ、あるいはマーキングが丸い形をしていないところでもあった。サイズの問題と形状の問題とがあったが、主としてサイズが小さいところでこのような問題が発生した。

(山本(和)委員)

- ・マーキングを変えたということだが、探触子のサイズが2種類あると説明があったが、マーキングはどちらのサイズにしたのか。

(関西電力：平野マネジャー)

- ・直径 11mm の探触子を使う場合には、12mm のマーキングを行った。

(山本(和)委員)

- ・使う探触子によってマーキングのサイズが違うのか。

(関西電力：平野マネジャー)

- ・資料 No. 1-1 の 7 ページにも書いてあるが、「探触子の大きさに応じたマーキングを起こなうこと」ことを社内規定に定め、使う探触子の大きさの差を考慮して適切なものにするとしている。

(山本(和)委員)

- ・前に見せてもらったときには、マーキングは筆でぼんと書いたような感じであったが、具体的にマーキングのつけ方はどのような感じなのか。

(関西電力：平野マネジャー)

- ・基本的にはフリーハンドで円のようなものを書き、ある程度同じような大きさになるようにマーキングしていくということである。

(山本(和)委員)

- ・型を円形にくりぬいて、そこにスプレーをするというようなやり方をするわけではないのか。丸っぽく書くということか。

(関西電力：平野マネジャー)

- ・そのとおりである。

(山本(和)委員)

- ・探触子のサイズが違うという件で、資料 No. 1-1 の 4 ページにあるようにシンニングがあって測定する面が斜めになっていると、測定されるのは探触子全体の感度の平均値的なものが出てくるわけだが、そうすると、探触子のサイズによって得られる精度、もしくは得られる値が変わってくると思うが、その点はどのように考えているのか。

(関西電力：平野マネジャー)

- ・斜めになっている部分は確かにまっすぐな部分よりゲインは少なくなると考えられるが、実運用において問題となるようなことはない。例えば口径が小さいものについては、曲率半径が大きくなり、探触子が大きいと接触する面が小さくなるため、探触子も直径の小さなものを使用してゲインを得やすくしている。つまり、小口径の配管についても適切な大きさの探触子を使用することによりななめの部分であっても正確な肉厚が得られるようにしている。

(山本(和)委員)

- ・今後も直径 7.3mm と直径 11mm の、二種類の探触子を使っていくということか。

(関西電力：平野マネジャー)

- ・基本的にそういう方針である。

(飯井委員)

- ・探触子の大きさに応じたマーキングを行うということだが、マーキングというものはそう再々実施できるものではないと思うが、一旦マーキングがされてしまうと、その部位については、こういう探触子を使ってくださいと、そういう検査のスペックを今後は示すということか。それとも十文字にきってあるから、そういうことは関係ないのか。

(関西電力：平野マネジャー)

- ・発電所の現場にも確認しているのだが、探触子は当社で購入したものであり、社有資材ということで、貸し出して実施しており、サイズ的にはその 2 種類しかない。

(中川委員長)

- ・シンニング部での測定値の違いというのは今回に限らずこれまでもいろんなところで起きていると思うが、こういうシンニング部に関しての統一的な考え方を原子力安

全・保安院では何か示すようなことはされていないのか。

(原子力安全・保安院：関係長)

- ・シンニング部の測定方法については、先ほどの関西電力からの説明にもあったとおり、保安院で本年2月に出した配管の肉厚の測り方の要求事項を出している。こちらのほうで、ある一定の要件は課している。その要件の一つとして、シンニング部において、当て方によってばらつきが大きくなるような場合は、シンニング部から少し離してもよいということ、配管の要求事項の中で決めている。
- ・しかしながら、今回のようにある程度、場所を選んできちんと当てることができれば、数値のばらつきは抑えることができ、今回の件はほとんどがそのような場所であった。
- ・測定手法を、ある程度、統一化して行って、ばらつきのないように測定していく。このような手法をとることが我々としてベターな方法であると考えている。

(中川委員長)

- ・今回、ステンレス配管に取替えたが、ステンレス配管の必要最小厚さをこれからはどのように考えていくのか。

(原子力安全・保安院：関係長)

- ・技術基準上、SUS(ステンレス)化した配管の厚さについては、資料 No. 1-2 の別添のところにも書いてあるが、技術基準適合命令を受けたところは 3.7mm もしくは 5.2mm というのが基準値になっている。

(中川委員長)

- ・必要最小厚さを指定するという管理の仕方が。

(原子力安全・保安院：関係長)

- ・そのとおり。

(中川委員長)

- ・保安院から改善が必要と認められた事項の1番目の業務計画の問題(資料 No. 1-2 の2ページ)であるが、この点に関してはこれからはどうすることになるのか。

(原子力安全・保安院：関係長)

- ・資料 No. 1-2 の2ページ下のほうに書いているが、所要の手順に従って工事を計画した後に、計画に従って工事を実施するということを確認することが、保安規定の業務の計画および実施の規定に従うことなので、こういった点について今後は保安検査を通じて確

認していくことになる。

(中川委員長)

- ・発注行為も含めて確認するということか。

(原子力安全・保安院：前田 統括管理官)

- ・そのとおりである。保安規定に規定されているとおりなので、保安規定に遵守しているかどうかを確認する。

(柴田委員)

- ・資料 No. 1-2 の 3 ページの材料検査のところで、配管材料が熱間圧延のステンレス鋼で、オリフィス部が鍛造鋼であると聞いているが、その材質の違いはどのように確認しているのか。

(原子力安全・保安院：関係長)

- ・確認方法については材料の証明書を一つ一つ確認している。管については JIS G 4304、オリフィス部は SUS F 304 ということで材料の規格を確認している。

2) 美浜発電所3号機 配管取替え工事に係る不適切な取扱いについて

(関西電力 森中部長から資料 No. 2-1 の内容について説明)

(三菱重工業 佃所長から資料 No. 2-2 の内容について説明)

(原子力安全・保安院 前田統括管理官から資料 No. 2-3 の内容について説明)

<質疑応答>

(木村委員)

- ・11月14日に開催された専門委員会で発言した内容と見解は変わらない。ただ本日、三菱重工業および保安院から説明を聞いて納得はした。
- ・三菱重工業の方もいらっしゃるのですが、11月14日に開催された専門委員会で発言を繰り返させていただく。製品番号の刻印を変えるということは犯罪的行為であり、その考えは今も変わっていない。しかも、今回、それがなされたのがもともと昨年事故で死傷者が出たという場所であり、そのスターティングポイントは、三菱重工業が検査すべきオリフィス下流点を見落とししたことにより、大きな事故に至ったわけである。途中で「重要な工事」という説明があったが、そういうような箇所を修理する新たな配管工事において、またこういうことがあったことは非常に遺憾である。
- ・「直すように」という指示を受けて、担当者が刻印を変えるというような行為をするのは、技術者のレベルが下がっているということが考えられるが、さらにPWRメーカーが一家社しかないということで独占企業的な気の緩みがあるのではないかと。前回にも言ったが、そういう危惧を持っている。
- ・三菱重工業は、十数年前には美浜2号機で蒸気発生器の振れ止め金具の位置を間違えており、そういう大きなミスで美浜2号機の事故が発生した。そういうことを繰り返しているのが、非常に心配なところである。
- ・今日出された資料について、内容的には納得したが、今までのことも含めて、今日ここで言われたことを、これからしっかりと厳重に守っていただきたいと思う。

(三菱重工業：佃 所長)

- ・刻印を打ち変えるという行為は犯罪的行為だという指摘があったが、刻印を打ち変えるという行為は品質を守っていく上で重大なことだと反省している。しかしながら、発電技術基準には適合できるように直った状態で工場のほうから出荷しているということをご理解いただきたいと思う。
- ・ただし、このような打ち変えに至ったような行為については、再発しないように厳重に受け止めて対応をしていくつもりである。他にもご指摘いただいたが、ここに述べている対策、我々の改善については、誠心誠意、信頼を回復できるようにしていきたいと考えている。

(中川委員長)

- ・今回のことだけではなく、以前の事象についても、そのたびに再発防止対策をやってきたと思う。今回は今の報告でもあったとおり、根本的なことからやってもらうということだが、この点に関して、保安院はどのようなフォローをしていくのか。

(原子力安全・保安院：前田 統括管理官)

- ・国として確認する方法としては、大まかに2通りある。溶接ということについては、溶接安全管理審査という制度がある。このなかで厳格に確認していく。これは、今回のケースで申し上げれば、関西電力の各発電所と美浜発電所と三菱重工業の高砂製作所で、組織に対してシステムとして、審査をしていくということで、厳格に確認していく。
- ・品質保証活動全般に対しては、現行制度において保安検査というものがあるので、こういったものを十分に活用して関西電力の取組みをフォローアップしていく。その中で、場合によっては、協力会社・メーカーである三菱重工業に対して聴取を行うようなことも考えている。

(飯井委員)

- ・今日の説明の中で教育という言葉が出てきていたが、それについて私の感想を申し上げる。教育にはやはり時間がかかる。教育を受けるものがその組織に長くいるということが前提で、うまくいくと思う。
- ・また、ここでいう教育というのは座学が中心だと受け止めた。日本の企業が強かった原因・理由というのは、OJT（オン・ザ・ジョブトレーニング）がうまくいっていたからではないか。そのあたりの視点も取り入れたらいいのではないだろうか。例えば、客先もしくは官公庁に行くと怒られるという経験もOJTかもしれない。
- ・座学のみならず、ぜひOJTについても、従来どうしていたかも是非思い出されて、そのあたりも反映されれば良いのではないかと思う。

(中川委員長)

- ・教育というのは時間がかかる。時間をかけて教育した人がどこかへ行ってしまうということでは教育効果が上がらないのではないか。この問題は、今年の2月、3月の段階で、ものとしては解消されていたはずの問題である。それが、重要な問題として認識されないうまま、書類などに不備があって、さらにそれを直すというようなことがでてきているわけだが、それに対して、関西電力もいろいろな再発防止対策を立てているわけだが、これが確実に実行されていくという、そういう保証はどうか。

(関西電力：岸田本部長)

- ・我々も改善すべきことを報告したが、今回の三菱重工業さんにおける問題について非常

に重大だと考えており、我々としてもこの件が起きてから、三菱重工業に対して厳重注意するとともに、原因と対策について報告書の提出を求めている。我々としてその報告書を受け取って、その内容については今、三菱重工業から説明があったのと同じである。これについて我々は精査を行っており、精査の結果として更に追加報告等が必要と判断された場合には、要求することとしている。ただ、この問題を三菱重工で確実に実施していただくということについては、従来から三菱重工などに対して監査を実施しているが、今回の件に関して三菱重工に対して、厳格な特別監査、それも実際の業務プロセスに立ち入った特別な監査を行って、今回の対策等が確実に実施されていることを確認していきたいと思っている。

- ・また、その状況については、特に地元について、広くお知らせしていきたいと考えている。

(中川委員長)

- ・溶接安全管理審査について、ここで何が行われるのか。この管理審査と、美浜3号機の技術基準適合性判定との関係は、どのようになっているのか。

(原子力安全・保安院：結城 班長)

- ・溶接安全管理審査は電気事業法52条で規定されている法定行為で、2000年7月に改定されているが、省令で規定されているが、今回の管のようなものを使用する場合には設置者である関西電力が事業者による検査を行って、その結果を記録して保存しなければならないという規定がある。
- ・さらに電気事業法52条の2項に、この合格基準は電気事業法39条で定める技術基準に適合していることを確認しなければならないとある。技術基準の確認は、電気事業法52条の中では、事業者（関西電力）が行うという仕組みである。
- ・これでは自主検査が適切に行われているか、不安になるので、電気事業法52条の3項で、こういう事業者検査を行っているものについては、今回の場合には原子力安全基盤機構（JNES）による安全管理審査を行わなければならないという規定になっている。
- ・この審査では何を行わなければならないかという、電気工作物の安全管理を旨として、溶接事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理、その他省令に定める事項というものについて行う。今回の検査に当てはめると、技術基準に適合しているかという技術的な検査は、関西電力が行う。そしてその体制がきちんとなされているかについては、JNESが行う。
- ・JNESが行った検査の結果というものは、電気事業法52条に規定されているが、経済産業大臣に通知をすることになっており、通知を受けた経済産業大臣は総合的な評価を行い、その結果を事業者に通知するというシステムになっている。評価の内容は省令で定められており、溶接事業者検査の実施に係る体制について、十分な体制がとられて

いるかどうかを評定する。十分な体制がとられている組織については、全体の検査は3年に1回で良いですよという優遇措置を与える。

- 優遇措置が与えられない通常の方々には、検査を行うたびに、JNESによる検査を受けることになるが、優良事業者については組織全体の検査については、3年に1度、通常の検査は耐圧試験を行うときに安全管理審査を受けることになる。関西電力美浜発電所は優良事業者ということで評定されていたため、今回は当該配管の耐圧試験を行う前にということで、本年10月に機構による検査が行われたということである。
- その中で今回の是正処置という内容がピックアップされまして、本件について保安院に報告があり、保安院と協議をしながら指摘をした。最終的な技術基準適合確認については、国の立入調査によって国も確認しているが、溶接事業者検査という仕組みの中では一義的に事業者が行うというものである。

3) 関西電力(株) トラブル対策の実施状況について

(関西電力 久郷マネジャーから資料 No. 3 の内容について説明)

<質疑応答>

(柴田委員)

- このような解析は大変貴重だと思う。平成 15 年 12 月より経産省で産業事故多発に関する調査委員会が発足し、ちょうどその半年後に美浜事故が発生した。その時は鉄鋼プラント関係の産業事故解析であったと思うが、事故原因が人的要因が大きいと結論付けられ、今回の分析と非常に似通っている。縦割り型の産業システムなので、なかなか横が見えなかったりするわけだが、こういうことを見て、他山の石というか対策等も他の分野にも確実に実施されていたなら、産業事故を未然に防ぐことも出来るのではないかと思う。非常に重要な解析をされたと思う。

(飯井委員)

- 資料 No.3 の 4 ページだが、29 項目の行動計画の中身について、一件一件はめ込んでいくということで原因はよく分かるのだが、あるトラブルの根本原因がインターフェースに分類されていた。我々にとって一番聞きたくないのは、同じことが何度も起こることであるから、例えば原因分類の中に「同じトラブルの再発」というストレートな表現を追加するなど、もう少し書類上の分類をわかりやすくしてはどうか。

(関西電力：岸田本部長)

- ご指摘のとおりであり、ここには書いてないが「声かけ」などもあるが、実は過去のプラント事故をきっちり分析すると教訓がずいぶんある。何回も同じことを繰り返すというのは避けなければならない話であり、過去 5 年間のトラブルを分析して、そのときにこうしていればトラブルは防げたという教訓集をまとめた。声かけをするときにきっちり注意するなどの表面的なことから、もっと掘り下げた教訓集というものを作っており、これらを使って教育とか声かけとかいろいろなところで使って、繰り返しのないよう取り組んでいる。

(山本(和)委員)

- トラブルの件数は増加傾向にないということであったが、平成 17 年からは 29 項目の安全対策を実際に行われているということであれば、増加傾向にないということではなく、本来減少傾向にあるべきだが、なぜこれだけトラブルが起っているかということが問題ではないか。
- 確かに原因を分析されて 29 項目の対策をやっておられることは評価に値するが、これま

で平成 17 年にやってこられた 29 項目の再発防止策が効果を発揮していないということではないのか。

(関西電力：久郷マネジャー)

- ・ 全く効果を発揮していないわけではないと信じているが、委員のご指摘のとおり、つまらない原因のトラブルが皆さんの耳に入っているのは事実である。美浜 3 号機の配管の減肉を把握していなかったため、点検範囲を拡大し、主要な配管以外についても着目している。トラブルを前倒しにして外に公開している面もあるため、数が増えているようにも感じ取れる。しかしながら、トラブル対策として 29 項目を実施している中で発生していることを甘んじて受け入れ、今後の対策を実行していきたい。

(山本(和)委員)

- ・ 平成 17 年度下半期ならびに平成 18 年と更にトラブルを減らし、安全専門委員会を開かないでもいいような状態にしていただければ大変ありがたい。今後とも 29 項目の安全対策を着実に進めていただきたい。

(木村委員)

- ・ 資料 No.3 の参考 1 - 4 の表の一番下に書いてあるが、今年の 8 月 23 日美浜 3 号機で、トリチウムが 2 次系で少し検出されたということがあったが、発電所外への放出量は放出基準より 5 桁も少ないので環境への影響はなかった。しかし去年の美浜 3 号機事故があったとき、2 次系配管が破損しても放射能の影響はないということで安心したわけで、放射性物質があるべきではないところにあったということについての対策はしっかりして欲しい。
- ・ 気になるのは、「放射性物質を含む純水の使用」とあるが、一般に「純水」というのは普通イオン交換水や蒸留水など、放射性物質など不純物を含まないものを意味するので、表記上混同されないかが気がかりだ。必要に応じてこの場所の純水という名称を変えるなど、ご検討いただければと思う。

(中川委員長)

- ・ 29 項目の再発防止策を着実に実行していけば、トラブルは確実に減少していくことは期待できると思うが、これまでの経歴も踏まえているので、人の教育の問題等にはそれなりに時間はかかると思う。

(県：森阪原子力安全対策課長)

- ・美浜発電所3号機の破損した配管を含む主復水配管の取替え工事については、本日まで審議を踏まえ、委員会としての意見を取りまとめていただければと思います。

(中川委員長)

- ・意見の取りまとめを行う前に、委員のほうから意見があればお伺いしたいと思うが。

(委員からは、特に意見なし)

- ・これまでの原子力安全専門委員会での取組みと、本日の議論を踏まえて議題ごとに取りまとめを行う。
- ・技術基準適合の確認に関しては、本委員会では事故箇所を含む配管取替実施計画について7月28日に関西電力から計画内容の説明を受けて、8月29日、現場状況と計画に対する国の判断等を確認してきた。その結果を踏まえて、関西電力が実施計画に基づいて、配管取替工事を実施することは妥当であるという判断をしている。
- ・その後、当委員会では、関西電力が行う配管肉厚測定への立会いや工事検査記録の確認などを実施してきており、そういう確認の結果と、本日、説明を受けた技術基準適合性に関する国の意見を踏まえると、事故箇所を含む配管は元の状態に戻っていると判断できる。今後、定期検査として所要の検査を行うことにより使用できる状態にあるものというふうに判断できると思う。
- ・11月14日に美浜発電所において配管取替工事の検査記録を確認した際に、関西電力から刻印修正に関する事実関係の説明を受けた。委員からは、関西電力が刻印修正を発見したことは評価できるとか、三菱重工業の品質保証について、基本的な教育が必要であろうということ、今回のことを教訓にして、現場作業員まで品質保証の重要性を再教育すべきであるというふうな意見が出された。
- ・本日の説明では、関西電力および三菱重工業とも、事実関係をもとに直接の問題点に加え、さらに踏み込んで内容を捉えていると考えている。しかしながら、今回示された対策の中には、現在実施中の美浜3号機事故再発防止対策に関係するものもあって、再発防止対策への一層の取組みが必要であるというふうに考えている。
- ・また、国は、今回の対策も含め再発防止対策について保安検査等で確認していくの方針を示しているが、確実にフォローされることを求めたいと思う。
- ・トラブルについては、個別の対策を確実に行うことはもちろん必要であるが、その根本を探り出すということが必要である。29項目の実施計画を着実に実行し点検していくことによって、長期的に見るとトラブルを減らしていけるというふうに考えている。
- ・今回、関西電力がトラブル対策委員会を開いて検討した対策については、着実かつ徹底して取り組んでいただきたい。トラブル未然防止についても、社員ひとり一人が立ち止

まって複数の意見を聞くなどして確実に作業を行っていただきたいと思う。

- ・ 今後の方針として、現在、関西電力で美浜3号機事故の再発防止対策を進めているところですが、今回の議題の中でも、品質記録の重要性についてトップが自ら再徹底すること、調達先のプロセス監査を厳格に行うことなど、再発防止対策の充実、強化を図るためのソフト面での対策が示されている。今後は、関西電力の再発防止対策の実施状況や、国の保安検査等での確認結果について、当委員会としても説明を受ける必要があると考える。

(県：筑後安全環境部長)

- ・ 事故箇所の配管取替工事については、県としても、当原子力安全専門委員会とともに、工事計画から完了に至るすべての段階において、計画内容のヒアリング、また現場状況の確認、検査への立会い、検査記録の確認など、慎重に対応してきた。
- ・ また、先般の「技術基準に適合している」との国の判断、および、ただいま示された本委員会での技術的見解を踏まえると、県としても今回の配管取替工事については、計画通り実施され、健全な配管設備に復旧したものと考えている。
- ・ しかしながら、配管取替工事全体を通してみると、本日の議題にもあるように刻印修正の問題もあり、また、ソフト面について対策を講じる必要が示され、現在、実施しております29項目の再発防止対策に反映すべきところがある。
- ・ 県としては、常日頃申し上げていることではあるが、関西電力の再発防止対策の取組みが県民によく分かる形で示されることが重要であると考えている。また、お願いでございますが、今後、原子力安全専門委員会におかれましては、まず1点目は関西電力の取組み状況をフォローしていただくこと、また2点目としましては、国は四半期毎の特別な保安検査で再発防止対策の進捗について評価していることから、国の評価結果も必要に応じて確認していただくこと、こうした取組みをしていただきたいと考えております。今後ともよろしく申し上げます。

(中川委員長)

- ・ 今後、当委員会としても、関西電力の取組みについてのフォロー、および国の保安検査の確認については責任を持ってやっていきたいと考えている。

以上